

## 第 21 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 48 年 12 月 25 日）

### 第 117 号議案 青果市場の敷地の位置の決定

次の青果市場の敷地の位置について許可したい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

宇和島青果市場、宇和島市伊吹町タカヒ甲 888 の 1（準工業地域内）、7782.9 m<sup>2</sup>、3,011.5 m<sup>2</sup>、  
鉄骨造、設置者、宇和島青果市場、新築、  
「位置及び区域は別図のとおり」

理由

同地は、準工業地域に位置しており、周辺の市街地形成の現況及び関係者の利便その他総合的に検討した結果、支障ないものと認められる。

## 第 22 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 49 年 1 月 11 日）

### 第 118 号議案 今治広域都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、	約 72ha、8/10 以下、5/10 以下、
	約 72ha、8/10 以下、5/10 以下、
	約 72ha、8/10 以下、5/10 以下、
	約 ha、10/10 以下、6/10 以下、
	小計、約 72ha、3.9%
第 2 種住居専用地域、	約 199ha、20/10 以下、10.7%
住居地域、	約 987ha、20/10 以下、53.0%、1,258 ha（67.6%）
近隣商業地域、	約 54ha、20/10 以下
	約 24ha、30/10 以下
	小計、約 78ha、4.2%
商業地域、	約 103ha、40/10 以下
	約 14ha、50/10 以下
	約 ha、60/10 以下
	小計、約 117ha、6.2%、19.5 ha（10.4%）
準工業地域、	約 277ha、20/10 以下、14.9%
工業地域、	約 85ha、20/10 以下、4.6%
工業専用地域、	約 46ha、20/10 以下、2.5%、408ha（22.0%）
合計	約 1,861ha、100.0%、1,861ha（100.0%）

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

今治広域都市計画の整備、開発及び保全の方針に基づき、市街化区域について、第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の用途地域を定め、それぞれの地域にふさわしいように建物の用途や形態の制限を行うことにより、土地利用の明確化と都市環境の保全を図るものである。

### 第 119 号議案 東予広域都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、	約 80ha、6/10 以下、4/10 以下、
	約 540ha、8/10 以下、5/10 以下、
	約 ha、10/10 以下、6/10 以下、
	小計、約 620ha、14.8%
第 2 種住居専用地域、	約 480ha、20/10 以下、11.4%
住居地域、	約 1,102ha、20/10 以下、26.2%、2,202ha（52.4%）

近隣商業地域、	約 59ha、20/10 以下
	約 23ha、30/10 以下
小計、	約 82ha、2.0%
商業地域、	約 222ha、40/10 以下
	約 1ha、50/10 以下
	約 1ha、60/10 以下
小計、	約 222ha、5.3%、304ha (7.3%)
準工業地域、	約 236ha、20/10 以下、5.6%
工業地域、	約 207ha、20/10 以下、4.9%
工業専用地域、	約 1251ha、20/10 以下、29.8%、1694ha (40.3%)
合計	約 4,200ha、100.0%、4,200ha (100.0%)

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

東予広域都市計画の整備、開発及び保全の方針に基づき、市街化区域について、第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の用途地域を定め、それぞれの地域にふさわしいように建物の用途や形態の制限を行うことにより、土地利用の明確化と都市環境の保全を図るものである。

#### 第 120 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 25 号波方公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、25、波方公園、波方町大字樋口字後、字宮脇、字作郡、大字波方字火ノ谷、字香ノ頭地内、約 7.9ha、運動広場、遊戯広場、園路、修景、管理施設、展望台、その他施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

地域住民に憩いの場を提供するとともに、住民のスポーツ、レクリエーション活動の普及奨励を図り、心身の健全な発達と明るく豊かな生活の確保に寄与するため、本案のとおり波方公園を追加決定し、整備しようとするものである。

#### 第 121 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 2 号丹原中央公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、2、丹原中央公園、丹原町大字願連寺、同今井地内、約 2.0ha、体育運動施設、慰楽、教化、遊戯、修景、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

この地域は丹原町の中心地で、最近特に人口の集中化による都市化の傾向が顕著なところである。このため地域住民の憩いの場として、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等に親しむ総合的な公園を整備しようとするものである。

## 第 122 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（伊予市決定）

都市計画下水道中、米湊都市下水路及び相田都市下水路を次のように変更する。

1 下水道の名称：米湊都市下水路、相田都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

米湊都市下水路、約 108ha

相田都市下水路、約 126ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

米湊 1 号下水路、灘町字西、米湊大角蔵、1.40m～2.20m、約 700m

米湊 2 号下水路、灘町字西、米湊字安広、1.60m～2.40m、約 1,030m

吐口、灘町字西、灘町字西、2.40m、約 20m

相田 1 号下水路、下吾川字南西原、下吾川字北野、4.30m～3.20m、約 860m

相田 2 号下水路、下吾川字宮田、下吾川字浜田、2.40m～1.80m、約 900m

相田 3 号下水路、下吾川字馬塚、下吾川字一丁地、1.90m、約 810m

相田 4 号下水路、下吾川字北野、下吾川字鳥ノ木、2.50m～2.20m、約 520m

吐口、下吾川字南西原、下吾川字南西原、3.40m、約 20m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

安広ポンプ場、灘町字西、約 1,370m<sup>2</sup>

相田川ポンプ場、下吾川字南西原、約 2,320m<sup>2</sup>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

伊予市は、昭和 47 年度、市街化区域 340ha について、公共下水道基本計画を作成し、内既成市街地の 83.7 ha について都市計画の決定を行い、昭和 48 年度から工事に着手したが、今回公共下水道の認可区域以外の区域の雨水排除のため、米湊都市下水路及び相田都市下水路の整備をはかるよう公共下水道計画に併せて変更するものである。

## 第 123 号議案 内子都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 4 号龍王公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、4、龍王公園、喜多郡内子町大字内子字鳥越地内、約 1.6ha、同五十崎町大字古田字龍王地内、約 5.8ha、計約 7.4ha、修景、運動、遊戯、便益、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

地形の現況から残土処理と併せて駐車場の造成を行うため約 800 m<sup>2</sup>の区域の拡張を行うため、本案のように変更するものである。

### 第 124 号議案 内子都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 2,3,2 駅前通線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、2,3,2 駅前通線、内子町大字内子字駄馬甲 107、同大字知清字堤甲 156、約 730m、地表式、16m、幹線道路と平面交差 2 箇所

ただし、同大字内子字上久保甲 722、同大字知清字堤甲 156、約 360m、地表式、12m  
位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり

理由書

国鉄内山線の高架線への変更に伴い、駅前広場及び駅前通線同計画に即応するよう、本案のとおり変更するものである。

### 第 125 号議案 八幡浜都市計画下水道の変更（八幡浜市決定）

都市計画下水道、八幡浜下水道を、八幡浜公共下水道、坂田川都市下水路及び大谷川都市下水路に名称を改め、鯨川都市下水路を次のように追加する。

1 下水道の名称：鯨川都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

鯨川都市下水路、約 45ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

鯨川下水路、大字五反田字クジラダニ、大字五反田字クジラダニ、1.50m、約 350m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

鯨川下水路を整備し、市街地の浸水を防ぎ、地域住民の生活環境の向上を図るため、本案のとおり変更するものである。

（議事録なし）

## 第 23 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 49 年 5 月 13 日）

### 第 126 議案 松山広域都市計画土地地区画整理事業の決定（愛媛県知事決定）

都市計画城北土地地区画整理事業を次のように決定する。

名称：城北土地地区画整理事業

面積：約 27.3ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、中央山越線、16m、967m、予定

幹線街路、八幡前久万ノ台線、12m (9m)、270m、予定

その他区画街路は幅員 4 m～8m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

公園は施行地区内 3 か所に配置し、施行区域面積の約 3%を確保する。

その他の公共施設：用排水路は幅員 1m～2.5m とし、現在及び将来の土地利用状況を考慮して配置するものとする。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想して、200m<sup>2</sup>～300m<sup>2</sup>を標準画地とする。

施行区域は計画図表示ととおり

理由書

本地区は、都市計画道路松山環状線、その他の都市計画道路、松山中央卸売市場、卸商センター等の整備拡充が図られ、宅地化の進行が著しい地区である。この地区の健全な市街地としての発展を図るため都市計画道路中央山越線（16m）、八幡前久万ノ台線、12m（一部 9m）及び区画街路等公共施設を整備、改善しようとするものである。

### 第 127 議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路に 2,2,12 号中央山越線及び 2,2,13 号山越久万ノ台線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、2, 2,12 中央山越線、中央一丁目、山越四丁目、約 970m、地表式、16m

幹線道路、2, 2,13 山越久万ノ台線、山越四丁目、久万ノ台、約 820m、地表式、16m、

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

城北地区における市街地開発事業の積極的な推進を図るため地区内の根幹となる幹線道路を計画的に配置し、あわせて将来の自動車交通量の増加に対処するため、都市計画道路を一部変更するものである。

### 第 128 議案 松山広域都市計画道路の変更（松山市決定）

都市計画道路に 2,3,14 号八幡前久万ノ台線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、2,3,14 八幡前久万ノ台線、山越二丁目、久万ノ台、約 920m、地表式、9m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

城北地区における市街地開発事業の積極的な推進を図るため地区内の根幹となる幹線道路を計画的に配置し、その整備を図るため変更するものである。

### 第 129 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 57 号別府公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、57、別府公園、北条市別府字ヒサマス及び字池北地内、約 3.2ha、園路、広場、修景、休養、遊戯、便益、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

北条市においては、市街地に近接した公園がない。今回市街化区域から約 500m の位置に、近隣公園として約 3.2ha を計画決定し、近郊住民の有意義な余暇の活用の場とし、併せて市として均衡のとれた公園端配置をするものである。

### 第 130 議案 東予広域都市計画道路の変更（新居浜市決定）

都市計画道路に 9,7,1 号中央環状線をおよび 9,7,2 号新須賀山根線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、9,7,1、中央環状線、新居浜市新須賀町 4 丁目、新居浜市一宮町 2 丁目、（庄内町 6 丁目、坂井町 1～3 丁目、西の土居町 1～2 丁目）、約 6,190m、地表式、2.0m

内訳、新須賀町 4 丁目、一宮町 2 丁目、（坂井町 1 丁目）、約 6,190m、地表式、2.0m～20.0m、国鉄予讃線と立体交差 2 箇所、幹線道路と立体交差 2 箇所

幹線街路、9,7,2、新須賀山根線、新須賀町 4 丁目、角野町山根、（平形町、城下町、下泉町、外山町）、約 6,480m、3.5m

内訳、新須賀町 4 丁目、角野町山根、（平形町）、約 6,480m、地表式、3.5m～4.7m、国鉄予讃線と立体交差 1 箇所、国道 11 号線と立体交差

位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり

理由書

新居浜市の交通体系の一環として、廃止になった住友鉄道跡地を利用して、官公庁施設、商店街、公園、緑地等と結び、市内を循環する中央環状線及び国領川河川左岸堤防を利用した新須賀山根線とする自転車歩行者道路を整備しようとするものである。

### 第 131 号議案 今治都市計画下水道の変更（今治市決定）

都市計画下水道中、今治下水道を今治公共下水道、高部都市下水路及び青木都市下水路に名称を改め、今治公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：今治公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

今治公共下水道、約 661ha

「区域は、計画図表示のとおり」

### 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

本町通幹線、本町4丁目、常盤町4丁目、1.2m～1.65m、約1,070m、合流式汚水  
恵美須町幹線、本町1丁目、恵美須町1丁目、0.9m、約300m、合流式汚水  
今治駅天保山幹線、天保山町3丁目、南宝来町3丁目、0.9m～1.35m、約1,200m、合流式汚水  
蔵敷旭町泉川幹線、天保山町2丁目、東門町3丁目、1.35m～1.8m、約580m、合流式汚水  
北新町幹線、今治村浜手、本町4丁目、1.65m～1.8m、約540m、合流式汚水  
竹屋町幹線、本町6丁目、北宝来町3丁目、1.1m～1.2m、約1,310m、合流式汚水  
北浜町幹線、北浜町、北浜町、1.8m、約320m、合流式汚水  
常盤町幹線、常盤町4丁目、日吉中屋敷、0.9m～1.0m、約910m、合流式汚水  
二級国道196号幹線、日吉湯殿、日吉麦原、0.9m～1.1m、約310m、合流式汚水  
その他、0.25m～1.2m、約67520m、合流式汚水  
第3圧送汚水幹線、天保山町2丁目、北浜町、0.6m～0.7m、約4,840m、合流式汚水  
第2圧送汚水幹線、天保山町4丁目、天保山町2丁目、0.7m、約1,820m、合流式汚水  
第1圧送汚水幹線、天保山町4丁目、鳥生浜手、0.45m、約1,700m、分流式汚水  
鯉池排水第1汚水幹線、天保山町2丁目、蔵敷煙草畑、0.6m、約2,550m、分流式汚水  
鯉池排水第2汚水幹線、蔵敷煙草畑、日吉鯉池、0.6m、約710m、分流式汚水  
立花排水第1汚水幹線、鳥生浜手、八丁中川原、0.3m～1.0m、約3,830m、分流式汚水  
処理場吐口、天保山町2丁目、天保山町4丁目、1.5m、約740m、分流式汚水  
その他、0.25m～0.5m、約62,100m、分流式汚水  
金星川1号雨水幹線、恵美須町1丁目、蔵敷煙草畑、2.9m～7.3m、約1,900m、分流式雨水  
金星川2号雨水幹線、蔵敷煙草畑、日吉鯉池、2.9m～3.7m、約610m、分流式雨水  
泉川1号雨水幹線、日吉中川原、日吉鯉池、1.8m、約450m、分流式雨水  
日吉川雨水幹線、日吉古川、日吉阿満田、1.4m、約500m、分流式雨水  
御物川1号雨水幹線、鳥生浜手外川原、八丁轟、2.6m～5.2m、約3,130m、分流式雨水  
大浜1号雨水幹線、鳥生新開藤衛門、鳥生小原分、1.8m～8.5m、約1,040m、分流式雨水  
高下川2号雨水幹線、鳥生先新開、郷石橋、1.4m～9.5m、約2,570m、分流式雨水  
高下川3号雨水幹線、鳥生長丁、鳥生中ノ町、1.2m～2.1m、約640m、分流式雨水  
御物川2号雨水幹線、八丁御物川、八丁前土手、1.2m、約530m、分流式雨水  
御物川3号雨水幹線、郷春日、郷北内、1.0m～1.1m、約180m、分流式雨水  
御物川4号雨水幹線、郷伊智川端、郷竹ノ下、1.6m～1.63m、約430m、分流式雨水  
御物川5号雨水幹線、郷坊ヶ窪、郷前土手、1.3m～1.4m、約450m、分流式雨水  
その他、0.4m～2.3m、約5,080m、鯉池、分流式雨水

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北浜ポンプ場、北浜町、約6,960m<sup>2</sup>、汚水、雨水  
天保山排水ポンプ場、天保山町2丁目、約820m<sup>2</sup>、雨水  
天保山中継ポンプ場、天保山町2丁目、約1,490m<sup>2</sup>、汚水



立花中継ポンプ場、鳥生浜手、約 2,050m<sup>2</sup>、汚水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 5 処理施設

### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

今治終末処理場、蔵敷大浜地先、約 33,000m<sup>2</sup>、標準活性汚泥による高級処理

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 変更理由

- 1 日本丸ポンプ場は敷地面積 1,210m<sup>2</sup>と狭く、またポンプ場周辺の騒音、振動、悪臭などの公害のため、当ポンプ場を北西に約 300m の北浜町に北浜ポンプ場として面積 6,960m<sup>2</sup>に変更したい。また合流地区の雨水流出量は実験式を採用しているが、将来合理式方法による合流式に変更したいため、北浜ポンプ場 6,960m<sup>2</sup>に変更したい。
- 2 第 1 圧送汚水幹線、第 2 圧送汚水幹線、第 3 圧送汚水幹線及び処理場吐口の路線は、現在道路幅員が狭く、人家密集地帯に計画していたが、幅員 20m の臨港道路が完成したので、路線変更をいたしたい。

## 第 132 号議案 八幡浜都市計画下水道の変更（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画下水道中、大谷川下水路、坂田川下水路を廃止し、八幡浜公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：八幡浜公共下水道
- 2 排水区域

### 【名称、面積、摘要】

八幡浜公共下水道、約 316ha

「区域は、計画図表示のとおり」

## 3 下水管渠

### その 1 汚水

#### 【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

八幡浜西幹線、字沖新田、字白浜、2.4m、約 1,040m、合流管

第 1 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、字江戸岡、3.0m～1.0m、約 1,580m、合流管

第 2 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、大字松柏字五反田、0.7m～0.3m、約 2,950m、分流通管

千丈川幹線、大字矢野町字カハラタ、大字矢野町字カハラタ、0.35m、約 80m、分流通管

五反田幹線、大字矢野町字カハラタ、大字五反田テラノマエ、0.45m～0.3m、約 1,260m、分流通管

新川幹線、大字栗之浦字栗ノ浦、大字栗之浦字フクロセ、1.65m、約 100m、合流管

圧送管、大字松浦字江戸岡、大字矢野町字サハラタ、0.5m～0.25m、約 460m

その他、0.25m～0.80m、約 73,280m

### その 2 雨水

#### 【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

1-0 幹線、大字向灘字トノカンジョウ、大字向灘字外勘城ノ上、0.7m、約 130m

2-0 幹線、大字向灘字勘城、大字向灘字勘城、1.3m、約 230m

3-0 幹線、大字向灘字勘城、大字向灘字東谷、0.8m、約 230m

4-0 幹線、大字向灘字大内浦、大字向灘字大内浦、1.0m、約 210m

5-0 幹線、大字向灘字中浦、大字向灘字中浦、0.9m、約 180m

7-0 幹線、字白浜、大字大平マツミタニ、2.4m～2.1m、約 840m

8-0 幹線、字白浜、字カワカミ、1.3m～1.2m、約 710m  
9-0 幹線、字港口、字西海寺、1.5m～1.3m、約 840m  
10-0 幹線、大字松柏字江戸岡、字吉井、1.4m～1.0m、約 620m  
11-0 幹線、大字松柏字土手元、大字松柏字町裏、1.5m～0.9m、約 630m  
13-0 幹線、大字松柏字五反田、大字松柏字横井、1.5m～1.2m、約 420m  
15-0 幹線、大字松柏字脇田、大字松柏字芝、1.2m、約 460m  
17-0 幹線、大字郷川原屋敷、大字郷字稲下、1.9m、約 330m  
18-0 幹線、大字松柏字宮ノ前、大字松柏字宮ノ前、1.5m、約 16m  
19-0 幹線、大字松柏字蔵ノ下、大字松柏字山本、1.3m、約 130m  
21-0 幹線、大字矢野町字カハラタ、大字矢野町字カハラタ、1.2m、約 70m  
22-0 幹線、大字矢野町字タツタ、大字矢野町字ウメノドウ、1.2m～1.0m、約 270m  
25-0 幹線、大字五反田字モト井、大字五反田字モト井、1.2m、約 170m  
26-0 幹線、大字矢野町字フルカハ、大字五反田字カカリ、1.8m～1.6m、約 510m  
27-0 幹線、大字矢野町字トリゴエ、大字八代字カゼタ、1.2m～0.9m、約 1,360m  
30-0 幹線、大字矢野町字シンデン、大字栗之浦字大谷、1.2m、約 230m  
31-0 幹線、大字栗之浦字栗ノ浦、大字栗之浦字堂堂、1.0m、約 210m  
吐口幹線、大字栗之浦字フクロセ、大字栗之浦字フクロセ、0.75m、2.0m、約 10m  
その他、1.2m～0.24m、約 13,995m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

矢野橋ポンプ場、大字矢野町字カハラタ地先、約 705m<sup>2</sup>、95.9m<sup>3</sup>/分

矢野橋汚水中継ポンプ場、大字矢野町字カハラタ地先、約 705m<sup>2</sup>、5.9m<sup>3</sup>/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 5 処理施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

八幡浜処理場、八幡浜市大字矢野町字フクロセ、25,800m<sup>2</sup>

##### 理由書

近年、人口の増加が著しく、各所での都市化の傾向に伴い、生活環境は急激に悪化し、本市においても一般生活排水、工場から排出される汚水により、八幡浜海域の汚濁は目に余るものがあり、これらの弊害をなくすため、昭和 46 年度に決定した八幡浜下水道中の公共下水道には、終末処理場を有してないので、今回、坂田川下水路、大谷川下水路を廃止し、公共下水道に区域追加と終末処理場を有する八幡浜都市計画下水道に変更するものである。

### 第 133 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 10 号丸山公園を次のように変更する。

##### 【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、10、丸山公園、宇和島市和霊町字菖蒲ヶ坂、字臥雲及び字一本松、伊吹町字菖蒲ヶ坂、字丸山、字神ヶ谷、字道免、字池ノ奥、字近永、字笠松、字牛ヶ谷、字森及び字田中並びに丸穂町字天満の地内、約 21.2ha、園路、広場、修景施設、便益施設、運動施設、休養施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島都市計画における都市公園として、昭和 45 年 12 月 25 日に 15.9 ha の計画を決定し、一部事業に着手のところ、昭和 48 年 10 月 23 日隣接地約 4.3ha を追加し、20.2ha に拡張して事業を施工に及びたるも、昭和 48 年 12 月南予レクリエーション都市計画区域の決定に伴い、本公園の規模を拡大し、内容の充実を図り、宇和島地区広域市町村圏並びに南レク都市基幹公園として、地域住民の総合的な利用に供するため、今回隣接の景勝地 1.0 ha を追加し、21.23ha に再度拡張して、本地域全体を公園地とし、本案のように変更し、もって住民の福祉に供し、健全な都市の発展を図るものである。

### 第 134 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 2 号南予レクリエーション都市公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、第 2 号南予レクリエーション都市公園、北宇和郡津島町北灘字安代宅地ノ上、字アシロ谷、字マツ笠、字マツカサ、字横アジロ、字横網代、字小浦、字内ノ浦、字居浦、字白木、字ヨコアジロ、字コウラ、字西谷奥、字西谷、字西谷ヲク、字タケノクボ、字竹ノ窪、字萩原、字宮ノ谷、字寺、字下屋敷、字安城、字網代、字串坂、字網代谷、字安城谷、字アシロ、字シノバシ、字松笠、字下ヤシキ及び字ダケノオクの地内、約 58.8ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近時における屋外レクリエーション活動の需要にこたえるとともに、地域開発の一環とし、環境を保全し、調和のとれた都市公園を配置し、新都市の形成及び都市環境の向上を図ると共に県民福祉の増進に資するものである。

（議事録なし）

## 第 24 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 49 年 10 月 25 日）

### 第 135 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 59 号溝辺公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、59、溝辺公園、松山市溝辺町地内、約 0.18 ha、遊戯施設、修景施設、休養施設、管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

児童の福祉、保健、休養を意図し、また近年の輪禍の激発により、児童の生命を守り、情操教育の向上をめざすため、溝辺公園を本案のように決定し、整備を図ろうとするものである。

### 第 136 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 5 号新玉公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、5、新玉公園、松山市三番町 6 丁目、約 0.14 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

新玉公園は、昭和 24 年児童福祉法に基づく児童遊園地として開設され、現在まで地区児童に極めて重要な役割をはたしてきたが、当初より公園内に児童図書館、松山幼稚園の一部が設置され、本来の児童公園としての機能を阻害し、又公園の北を走る市道三番町線が隣接し、公園利用上児童の飛び出しによる交通輪禍の危険性が思慮されてきた。今度本来の児童公園の姿にすべく、児童図書館の移設と幼稚園移設跡地を公園区域に追加し、よりオープンスペースの確保に努める。一方、市民よりの強い要望により検討されてきた急患医療センターを公園の北隅に建設し、交通頻繁な道路と公園を遮断することにより、児童の交通輪禍防止と市民の生命と病気による不安を解消し、25 年間の年月により老化のめだつ施設の再整備を図ろうとするものである。

### 第 137 号議案 松山広域都市計画駐車場の決定（松山市決定）

都市計画二番町駐車場を次のように決定する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造（階層）、備考】

2、二番町駐車場、松山市二番町、約 0.1ha、鉄骨耐火被覆地上 7 階 8 層、約 250 台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

最近、中心市街地における駐車需要は年々増加の傾向にあり、また自動車交通も著しく輻輳しているので、これらに対処し、円滑な道路交通を確保するため、当該地に立体駐車場を計画するものである。

### 第 138 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松前町決定）

都市計画公園に第 60 号黒田公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、60、黒田公園、松前町大字南黒田字下屋敷、約 0.15 ha、遊戯施設、修景施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松前町には現在義農公園があるのみで、他に公園施設がないため、児童の福祉、保健、休養を意図し、激発する交通事故から児童の生命を守り、教養を高める情操教育及び憩いの場として黒田公園を本案のように計画、決定するものである。

### 第 139 号議案 伊予三島都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 4 号三島公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、4、三島公園、伊予三島市大字中曾根町字野々首、字横地山、字東野尾、字小広尾、約 11.1ha、  
修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他の施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

既存の三島公園は、昭和 29 年度より施工し、昭和 44 年度に完成した公園で伊予三島市の中心より 2.5km 南に位置し、法皇山脈の山麓の標高 140m を頂点とした小山にあり、美しい自然林を主体に取り入れ、さらにはピクニック広場や遊戯広場を造成し、当市唯一の憩いの場所となっている。今回、追加計画している区域は、既存の公園の西側に位置し、隣接市町も望める風光明媚な区域も含まれており、現有施設にない運動広場、グリーン広場、展望台、植物園、苗圃等を設置し、既存部 6.8ha に 4.3 ha を追加し、合計 11.1ha の総合公園として、さらに施設の充実をはかろうとするものである。

### 第 140 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画新居浜公共下水道を次のように変更する。

[1] 公共下水道

- 1 下水道の名称：新居浜公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新居浜公共下水道、約 503.0ha、（金子処理分区、約 173.0ha、川西処理分区、約 330.0ha）

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦污水幹線、北新町 10 地先、磯浦町地先、0.8m～0.4m、約 1,450m、分流式污水管、金子処理分区  
星越污水幹線、河内町地先、星越町地先、0.35m～0.25m、約 1,190m、分流式污水管、金子処理分区  
新田污水幹線、新田町 3 丁目地先、新田町 2 丁目地先、0.40m、約 420m、分流式污水管、金子処理分区  
滝の宮污水幹線、泉池町地先、河内町地先、1.00m～0.50m、約 2,120m、分流式污水管、金子処理分区、川西処理分区

宮西污水幹線、泉池町地先、宮西町地先、0.35m～0.25m、約 940m、分流式污水管、川西処理分区  
喜光地污水幹線、庄内町 1 丁目地先、坂井町 1 丁目地先、0.70m、約 1,270m、分流式污水管、川西処理分区  
庄内污水幹線、新須賀町 3 丁目地先、庄内町 6 丁目地先、1.20m～1.00m、約 3,210m、川西処理分区  
吐口及びこれに接続する放流管渠、菊本町 2 丁目地先、処理水放流口、雨水放流口  
その他、0.25m、約 115,700m、金子処理分区、川西処理分区

惣開雨水幹線、新田町1丁目地先、惣開町地先、巾2.10m～巾1.60m、約460m、分流式雨水渠、惣開排水分区  
金子雨水幹線、新田町1丁目地先、磯浦町地先、巾3.10m～巾1.40m、約1,260m、分流式雨水渠、新田排水分区  
王子雨水幹線、新田町2丁目地先、新田町2丁目地先、巾1.60m、約140m、分流式雨水渠、新田排水分区  
北新町雨水幹線、新田町1丁目地先、江口町地先、巾2.60m～巾1.30m、約1,100m、分流式雨水渠、江口排水分区  
江口雨水幹線、新田町1丁目地先、北新町地先、巾4.00m、約370m、分流式雨水渠、江口排水分区  
前田雨水幹線、新田町1丁目地先、前田町地先、巾1.40m、約280m、分流式雨水渠、江口排水分区  
西中学校北雨水幹線、北新町地先、北新町地先、巾1.30m、約270m、分流式雨水渠、江口排水分区  
宮西雨水幹線、西原町1丁目地先、中須賀町1丁目地先、巾1.60m～巾2.50m、約350m、分流式雨水渠、西新居浜排水分区

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

西原雨水幹線、新田町1丁目地先、泉宮町地先、巾3.00m～巾1.40m、約1,880m、分流式雨水渠、西新居浜排水分区

中須賀雨水幹線、西原町3丁目地先、西原町2丁目地先、巾1.50m～巾1.30m、約530m、分流式雨水渠、西新居浜排水分区

吐口及びこれに接続する放流管渠、新田町1丁目地先、巾6.6m、約10m、分流式雨水渠、工場用水ポンプ場、若水排水分区

菊本雨水幹線、菊本町2丁目地先、若水町2丁目地先、巾1.65m～巾1.30m、約2,040m、分流式雨水渠、菊本排水分区、若水排水分区

元塚雨水幹線、菊本町1丁目地先、菊本町1丁目地先、巾1.40m、約150m、分流式雨水渠、菊本排水分区

第2港町雨水幹線、港町地先、港町地先、巾1.70m～巾1.65m、約260m、分流式雨水渠、菊本排水分区

一宮雨水幹線、中須賀町1丁目地先、一宮町1丁目地先、巾1.60m～巾1.30m、約500m、分流式雨水渠、一宮排水分区

久保田雨水幹線、久保田町2丁目地先、久保田町1丁目地先、巾1.60m、約630m、分流式雨水渠、久保田排水分区

新須賀雨水幹線、新須賀町3丁目地先、新須賀町2丁目地先、巾1.65m、約520m、分流式雨水渠、新須賀排水分区

繁本雨水幹線、徳常町地先、繁本町地先、巾1.40m～巾1.20m、約1,000m、分流式雨水渠、繁本排水分区

八雲雨水幹線、八雲町地先、庄内町2丁目地先、巾2.10m～巾1.10m、約1340m、分流式雨水渠、八雲排水分区

庄内雨水幹線、庄内町4丁目地先、庄内町6丁目地先、巾2.90m～巾2.60m、約320m、分流式雨水渠、庄内排水分区

庄内北雨水幹線、庄内町4丁目地先、庄内町3丁目地先、巾1.50m、約450m、分流式雨水渠、庄内排水分区

磯浦雨水幹線、磯浦町地先、磯浦町地先、巾1.50m～巾1.40m、約450m、分流式雨水渠、磯浦排水分区

第1港町雨水幹線、港町地先、港町地先、巾1.50m～巾1.20m、約270m、分流式雨水渠、新居浜排水分区

その他、巾1.20m～巾0.30m、約125,750m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

港町雨水ポンプ場、港町16番26号、約1,000m<sup>2</sup>、227m<sup>3</sup>/分

菊本雨水ポンプ場、菊本町2丁目地先、新居浜下水処理場内に設置 430m<sup>3</sup>/分

土場雨水ポンプ場、新田町1丁目地先、約3,950m<sup>2</sup>、1,680m<sup>3</sup>/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、菊本町2丁目地先、約76,300m<sup>2</sup>、142,165m<sup>3</sup>/日

## 変更理由

公共下水道汚水幹線は自然流下方式のため、土かぶり約7m～8mの深さに位置し、海岸に近い地下水位（GL-1.0m）と非常に高く、土質試験より上層から砂礫となっており透水係数が非常に大きい。市街地内での開削工法は、周辺構造物からの離間距離、騒音、振動、交通問題上より施工環境条件を勘案してシールド工法に決定した。しかしシールド掘進機が前進するためには、止水、切羽の自立、漏気防止等の地盤安定工法を採用し、地質条件の改良をするため圧気工法、薬液注入工法の併用で道路内ルートを決めた。薬液注入工法では水ガラス系と高分子系との交互注入で計画していたが、49年7月10日付で薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針が定められ、高分子系の使用禁止が明確になり、下記の問題が発生して来た。

### 1 シールド通過と橋台補強

シールド通過位置の斜め上方に橋台があるため薬液注入により橋台を補強し、シールド部は全面薬注をし、切羽の余掘にも自立出来得るよう構造物の安全性を考慮していたが、高分子系使用禁止により、水ガラス系のみ頼らざるを得なく、橋台補強は確実性に欠けるのでシールド路線を橋台より9.5m話す必要が生じた。

### 2 堅坑の施工法と通行止及び橋台補強

前計画の到達堅坑施工は、位置的に完全通行止は出来ないため夜間施工とし連続杭工法（P. I. P）で留を行い、昼は覆工板で交通可能にし、連続杭工法の弱点である止水を薬液注入工法で解決する計画であったが、高分子系使用禁止により完全止水と堅坑の底板施工が困難となり、また橋台沈下等の影響が出て来る。堅坑施工を連続壁工法、ケーソン、凍結工法としても工期内は完全通行止となり、川東地区の主要幹線道路（県道壬生川新居浜野田線）は、マヒするため橋台より離れた位置で迂回路のとれる場所を選定し、橋台補強の必要をなくした。

### 3 曲線半径と補助工法

前計画では市道内に路線選定し、曲線半径 R=30m, R=50m, R=70m の曲線を採用したが、曲線掘進は余掘をするため切羽の自立を計らねばシールド掘進機の推進が不可能なため、地盤安定工法として圧気工法と薬液工法（全面薬液注入で水ガラス系と高分子系との交互薬注）を併用していた。シールド工の場合、曲線半径は幾何学的に  $R=(l^2-s)/4\sigma$  で産出される。（ただし、l：シールド機長、s：1回の推進長、 $\sigma$ ：テールクリアランス）、上式によれば R=60m となる。また、経験的標準は  $R/D=(曲線半径)/(シールド径)=30\sim40$  であると言われている。前計画では R=30m のとき、 $30/2.35=12.7$  であり、先掘り不可能な土質的条件のため補助工法（圧気工法、薬液注入工法）を計画していたが、高分子系使用禁止により R=40m、 $40/2.35=17$  を最小限度曲線として補助工法を併用することにした。

以上が路線変更の主な理由であります。

## 第141議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

都市計画道路中 2,3,19号波止浜停車場大浦線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄

道等との交差の構造】

幹線道路、2,3,19 波止浜停車場大浦線、高部字家の下、波止浜字大浦、(波止浜蓬莱町)、約 1,760m、  
地表式、11m、幹線道路今治本町波止浜高部線と平面交差、当初 28.3.31 決定

内訳、波止浜停車場大浦線、高部字家の下、波止浜字大浦、(波止浜蓬莱町)、

約 1,760m、地表式、8~25m、幹線道路今治本町波止浜高部線と平面交差

なお、起点附近に地積約 1,800 m<sup>2</sup> の広場を設ける。

なお、起点より 1360m の地点に地積約 1,200 m<sup>2</sup> の広場を設ける。

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

県道波方港延喜線の改良に伴う波止浜地区の交通体系の変化と将来の土地利用の動向を前提とした交通  
量予測に基づき、波止浜停車場線のうち片側に住宅が立地している臨港部分については、現計画幅員を必  
要としないので、一部計画幅員を変更するものである。

**第 142 号議案 八幡浜都市計画駐車場の決定（八幡浜市決定）**

都市計画新川駐車場を次のように決定する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造（階層）、備考】

- 1、新川駐車場、八幡浜市須崎町、千代田町及び新川町地先河川敷地内、約 0.26ha、(可動式) 鉄骨片  
持梁方式、約 158 台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市中心商業業務地における駐車需要の増大に対処するため、都市空間の合理的利用を計り、本案の通  
り路外駐車場を設置しようとするものである。

**第 143 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）**

都市計画公園に第 3 号南予レクリエーション都市公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

- 一般公園、12、第 3 号南予レクリエーション都市公園、南宇和郡城辺町甲蓮乗寺、深浦鯨…越及び胡  
並びに御荘町平城の地内、約 184.0ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動  
施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

人口の集中、生活様式、社会構造の変革などにより、レクリエーション活動の増大と質的な変化さらに  
屋外レクリエーションの広域化に対処するとともに、地域開発の一環として、南予レクリエーション都市  
計画区域にレクリエーション都市公園を配置し、自然環境と調和した新しい都市づくりを図り、都市環境  
の向と県民福祉の増進に資するものである。

**第 144 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）**

都市計画公園に第 11 号黒岩山公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

- 一般公園、11、黒岩山公園、宇和島市野川字辰野、及び大超寺奥字大谷地内、約 64.4ha、園路、広場、



休養施設、運動施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

南予レクリエーション都市建設を目標に中核都市としての 15 万宇和島市の建設を目指して都市公園の拡張を図るため、本案のように変更し、市民の山岳レクリエーションエリアとして、自然環境を生かし、森林資源を活用し、豊かな緑の住みよい地域を建設し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

#### 第 145 号議案 土居都市計画区域の指定について（愛媛県知事決定）

土居都市計画区域を次のように指定する。

- 1 都市計画区域の名称 土居都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 土居町の行政区域の全域
- 3 指定しようとする理由

本法の適用をし、都市施設の積極的な整備を図ると共に、土居町基本構想に基づく町の開発及び保全を推進し、整然とした都市形態を有する土居町の早期実現を計るものである。

#### 第 146 号議案 久万都市計画区域の指定について（愛媛県知事決定）

久万都市計画区域を次のように指定する。

- 1 都市計画区域の名称 久万都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 久万町のうち次の区域（地先水面を含む）

久万町大字東明神、大字西明神、大字入野、大字久万町、大字上野尻及び大字下野尻、大字菅生、字槻之沢、字北村、字東国、字中ノ上、字中ノ下、字中通及び字宮ノ前

- 3 指定しようとする理由

本法の適用をし、都市施設の積極的な整備を図ると共に、久万町基本構想に基づく町の開発及び保全を推進し、整然とした都市形態を有する久万町の早期実現を計るものである。

（議事録なし）

## 第 25 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 49 年 12 月 16 日（常務委員会、持ち回り））

### 第 147 号議案 卸売市場の敷地の位置決定

次の卸売市場の敷地の位置について許可したい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

〇〇青果市場、伊予市、1224～2、1225～1、1225～2、準工業地域、3,322.22m<sup>2</sup>、1,133.10 m<sup>2</sup>、鉄骨造、設置者、伊予農業協同組合、〇〇、新築

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

同地は準工業地域に位置しており、周辺の市街地形成の現況及び関係者の利便その他総合的に検討した結果、支障ないものと認められる。

### 第 148 号議案 卸売市場の敷地の位置決定

次の卸売市場の敷地の位置について許可したい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

〇〇有限会社、東予市、住居地域、5,616.0m<sup>2</sup>、2,019.10 m<sup>2</sup>、延べ面積 2,268.10 m<sup>2</sup>、鉄骨造、〇〇有限会社、〇〇

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

同地は住居地域に位置しており、周辺の市街地形成の現況及び関係者の利便その他総合的に検討した結果、支障ないものと認められる。

### 第 149 号議案 ごみ焼却場の敷地の位置決定

次のごみ焼却場の敷地の位置について許可したい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

菊間町ごみ焼却場、菊間町大字浜字石坂甲 50 番地、1,2716.24m<sup>2</sup>、101.24m<sup>2</sup>、延べ面積 138.24m<sup>2</sup>、鉄筋コンクリート 2 階建、設置者、菊間町長

「位置及び区域は、別図のとおり」

理由書

同地は果樹園地帯であって付近に住居はなく、用途地域指定の予定区域でなく、今後も住宅化する見込みはないので、支障ないものと認められる。

（議事録なし）